

第7部 事務管理（広報等）

第1章 広報活動

第1節 水道週間

1. 水道水のPR缶

(1) 目的

水道用水供給事業を経営する県営水道は、直接県民に給水をしていないことから、県民には比較的親しみが少ないため、県営水道の役割や水の大切さ等について、より一層のPRを行うことを目的として、昭和63年度から毎年6月の水道週間の時期に合わせて「水の缶詰」を製作し、浄水場の見学者、受水団体、関係機関等に配布している。(昭和60～62年度は(財)水道サービスセンターにおいて製作)

(2) 経緯

① 平成6年度

- ・平成5年度までは、各水道事務所毎に5種類の水の缶詰を製作(計15万本)していたが、木曽川、矢作川及び豊川の各水系毎に3種類の水の缶詰を本庁で一括契約して製作することとした。
- ・平成6年度から、缶詰の表面に表示している語句を3種類とも「豊かなくらしをささえる県営水道」に統一して記載した(平成5年度までは、「快適なくらしをささえる」(あいちの水)、「むだなくつかおう」(やはぎの水)のようにそれぞれ独自に表示)。
- ・平成6年度に愛知県で開催された「わかしやち国体」のシンボルマーク(シャッチー)を表示した。

② 平成7年度

- ・缶のタブを「プルタブ」から「ステイオンタブ」に変更した。

③ 平成8年度

- ・製作本数を12万本から15万本に増量した。
- ・関係法規の改正に伴い、缶底に表示している製造年月日を賞味期限(製造年月日から2年後の1日前の日)に変更した。
- ・2005年(平成17年)の開催を目指して誘致運動を実施している国際博覧会のシンボルマークを表示した。
- ・平成7年度までは、各水系に対応した3種類の水の缶詰を製作していたが、水の輸送等に手間がかかることから「あいちの水」に1本化し、浄水場からの給水車による浄水の輸送を中止した。

④ 平成9年度

- ・国際博覧会の誘致シンボルマークは、6月12日にBIEによる開催地決定が予定されていたことと、開催が決まった場合、シンボルマークが変更(公募)となる見込みであったことから、シールによる貼付け方式とした。
- ・平成9年度から、缶詰表示に危急時の飲料水の備蓄を啓蒙するため、「災害に備えて備蓄しましょう。」の語句を入れた。

⑤ 平成10年度

- ・製作会社の製造ライン変更により、水の缶詰の容器を今までのスチール缶(250ml)からアルミ缶(340ml)へ変更した。
- ・県営水道が取水している川の記載部分に長良川を加えた。
- ・首都機能移転のPRロゴマーク及び語句(首都機能は日本のまん中水のおいしい東海地域へ)を表示した。

⑥ 平成11・12年度

- ・県の催し等のPR表示はやめ、県営水道のPR「豊かなくらしをささえる県営水道」を表示した。

⑦ 平成13年度

- ・平成13年度から、原料である水道水を水系別(木曽川・長良川・矢作川・豊川)に年度毎に輪番で使用することとし、浄水の直接運搬を復活した。(平成13年度は長良川:知多浄水場から契約業者において輸送。なお、使用している原水が長良川であることがわかるよう、缶詰表示のうち、「県営水道は、木曽川、長良川…」の長良川の文字を青色とし区別した。)
- ・平成13年度に給水開始後40年目を迎えることから、県営水道のPRは、「豊かなくらしをささえる県営水道」→「おかげさまで40周年県営水道は二十一世紀もみなさまの暮らしを支えています」の表

示に変更した。

- ・製作本数を15万本から14.5万本に減量した。

⑧ 平成14年度

- ・原料である水道水を、木曽川を水源とする尾張東部浄水場から輸送して使用し、原水の表示を、「この飲料水は、木曽川（兼山取水口等）の水道水を浄水処理したものです。」と表示した。
- ・県営水道のPRを、「おかげさまで40周年県営水道は二十一世紀もみなさまの暮らしを支えています」→「豊かなくらしをささえる県営水道」の表示に変更した。
- ・県営水道のイメージキャラクターであるカッパのイラストを表示した。

⑨ 平成15年度

- ・原料である水道水を、矢作川を水源とする幸田浄水場から輸送して使用した。
- ・平成15年度から新中部国際空港の関連用地である中部臨空都市の第1期分譲受付が開始されるので、PR分を表示した。
- ・製作本数を14.5万本から14.9万本に増量した。

⑩ 平成16年度

- ・原料である水道水を、豊川を水源とする豊川浄水場から輸送して使用した。
- ・製作本数を14.9万本から15万本に増量した。

⑪ 平成17年度

- ・原料である水道水は、ペットボトルについては尾張東部浄水場から、缶詰については知多浄水場から輸送して使用した。
- ・「愛・地球博」の開催に伴い、会場内において配布可能であり、利便性の高いペットボトル水を4万本製作し、県営水道のPR「豊かなくらしをささえる県営水道」を表示した。
- ・ペットボトルの製作に伴い、水の缶詰の製作本数を15万本から10万本に減量した。

⑫ 平成18年度

- ・原料である水道水を、木曽川を水源とする尾張東部浄水場から輸送して使用した。
- ・水の缶詰の製作本数を10万本製作し、ペットボトル水を4万本から5万本に増量した。

⑬ 平成19年度

- ・原料である水道水を、矢作川を水源とする豊田浄水場から輸送して使用した。
- ・水の缶詰の容器を、従来のアルミ製プルトップ缶の利点（長期保存性・高いリサイクル性）とペットボトルの利点（高い利便性）を併せ持つアルミ製ボトルキャップ缶（375ml）に統一し、16万本製作した。
- ・ボトルキャップ缶のデザインは、従来のデザインを引継ぎ県営水道のPR「豊かなくらしをささえる県営水道」を表示し、キャップには県営水道のイメージキャラクターであるカッパのイラスト新たにを表示した。

⑭ 平成20年度

- ・原料である水道水を、豊川を水源とする豊川浄水場から輸送して使用した。

⑮ 平成21年度

- ・原料である水道水を、長良川を水源とする知多浄水場から輸送して使用した。
- ・製作本数を16万本から17万本に増量した。

⑯ 平成22年度

- ・原料である水道水を、矢作川を水源とする豊田浄水場から輸送して使用した。
- ・製作本数を17万本から16万本に減量した。

⑰ 平成23年度

- ・原料である水道水を、木曽川を水源とする尾張東部浄水場から輸送して使用した。
- ・愛知県営水道50周年を記念して水の缶詰のデザインを変更し、製作本数を16万本から21万本に増量した。
- ・県営水道のPRを、「豊かなくらしをささえる県営水道」→「これからも変わらぬ安心届けます」の表示に変更した。

(3) デザイン・形状の変更

平成23年度には、愛知県営水道給水50周年を記念して、水の缶詰のデザインを一新した。デザイン作

製にあたっては、「これからも 変わらぬ安心 届けます」のキャッチコピーを基本として、愛知県立芸術大学に依頼し決定した。

緑豊かな、たくさんの木々で表現されたデザインのコンセプトは以下の通り。

- ・「あいちの水」は豊かな自然の中で生まれ培われている様 を表現
- ・（愛知県は主に県外に水源を確保していることから、）水源地への感謝の想い を表現
- ・安心・安全な水道水の供給には、森林保全、河川の水質保全、ダム等施設、浄水場及び給水施設等の管理など、上流域から蛇口に至るまでの間で多くの関係者が携わっている様を多くの木々と関係者の笑顔で表現した。

また、このデザインの変更に際し、栄養成分（ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、硬度、pH）の記載を追加している。

毎年6月の水道週間を始めとして、受水団体や関係機関等を通じて、今後も「あいちの水」を使ったますますのPRを実施していく。



昭和 63 年～平成 7 年 250ml スチール缶 水系毎



平成 8～9 年 250ml スチール缶 3 水系を一本化



平成 10～18 年 350ml アルミ缶



平成 17～18 年 500ml ペットボトル
（『愛・地球博』の開催に伴い製作、会場でも配布）



平成 19～22 年 375ml アルミ缶



平成 23 年 375ml アルミ缶

(県営水道給水 50 周年に合わせデザインを一新)

2. 1 日浄水場長・浄水場開放

(1) 1 日浄水場長

水道週間は県営水道通水開始前の昭和 34 年に制定され、同 39 年以降は現在と同じ 6 月 1 日からの 1 週間という期間になり全国的に実施されてきたものであるが、通水開始後もとかく地味な事業の性格上派手な催しもなかなかできず、一般の関心は薄い状況であった。

そんな状況下、水道用水供給事業の必要性及び重要性に対して身をもって認識していただくため、昭和 50 年に当時最新だった犬山始め県内 6 浄水場で 1 日浄水場長の催しが初めて企画された。

招かれたのは各給水区域内にある市町村の婦人会等のメンバーが主で、炊事・洗濯等家庭で日頃水を使用する機会の多い主婦の方に水道水に対する正しい認識を持ってもらうのが有意義との判断があったものと思われる。

1 日浄水場長のスケジュールであるが、全体の事業概要の説明、浄水場の説明、場内見学、座談会というのが基本の流れであり、以後もずっとこの内容は踏襲されることになる。

この年は水道週間終了後に、1 日浄水場長体験者のうち 12 名の代表者が愛知県文化会館に招かれ、当時の生活課主幹を進行役、大学教授を助言者とし、「暮らしの中で水道を考える座談会」が開催された。

席上、水道水を造るには莫大な金がかかるということを認識したという意見が多かったようである。

その後も 1 日浄水場長は水道週間の重要な行事として位置付けられ、継続していく。

毎年各水道事務所 1 浄水場での開催がパターン化し、内容については水質検査やろ過池洗浄等の現場業務の体験や、場長の名による管理日報の決裁、あるいは記念植樹を行ったりするなど事務所毎に趣向を凝らすようになってくる。

昭和 50 年代も後半になってくると、当初 1 浄水場あたり 10 人程度であった 1 日浄水場長の人数が 20 名を超えるところも出始め、同時に内容が徐々にマンネリ化してくる。

昭和 60 年代に入り、PR ビデオの放映や水の缶詰の提供といった新しい内容が加わったが、このころから水道水の安全性というものに県民の関心が高まっていったのと同時に、おいしい水に対する要求も加わり、座談会でもそういった水質に関する質問や意見が出されるようになった

平成の時代となり、安全でおいしい水に対する関心の高まりを反映して、住民の方々に水道水質の正しい

認識を持っていただくために、1日浄水場長のイベントに利き水を企画した。

浄水場の浄水、市販のミネラルウォーター、蒸留水等を飲み比べてもらって判定してもらうのだが、当初は残留塩素の処理、水温管理等で苦労したものの、ミネラルウォーター至上説を駆逐し、水道水を再認識してもらうには格好の機会となった。

以後、主催者側としてはたいへんな作業になるものの、多数の浄水場で毎年利き水は行われるようになり、好評裏に終わっている。

平成7年、この年から1日浄水場長は「地域女性による水道懇談会」に改称されたが、その後男性も参加することから「地域住民との水道懇談会」に名称変更した。

(2) 浄水場開放

浄水場開放は水道週間の最も基本的なイベントであり、詳しい記録はないものの、県営水道の通水が開始される前に既に水道週間の制定がなされていることから、おそらく通水初期から実施されているものと想像される。

浄水場は県民に極めて身近な飲み水を製造している場所であるにも拘らず、普段は衛生面や危機管理上の問題で事前に許可を得た者でなければ見学が許されない閉鎖的な場所である。

しかしながら水道週間の1週間は誰でも自由に見学が許され、逆に我々にとっては一般の方に水造りの現場を通じ、事業を正しく理解してもらう絶好の機会でもある。

浄水場開放時の来場者は個人や家族レベルに留まらず、婦人会始め各種団体での大口見学者もある。

昭和47年から平成11年までは知事部局主催の「走る県政教室」という県関係施設のバスによる見学ツアーの企画があり、しばしば水道週間に合わせて浄水場見学がコースに組み入れられた。

昭和40年代までは広報不足のためか認知度が低く開放中の全浄水場の来場者は1,000人に満たない状況であったが、同50年代に入ると来場者が1,000人を超えるようになる。

とりわけ高蔵寺浄水場では当時の高蔵寺ニュータウンの管理者であった日本住宅公団（当時）の精力的な広報活動の効果もあり、期間中の土日2日間だけで1,000人以上の来場者が訪れるという今では考えられないような盛況ぶりであった。場内で迷子も出たという逸話が残っているほどである。

昭和50年代半ばの一時期、一部の浄水場で持ち込み井戸水の水質検査サービスを実施したことがあるが、この頃が来場者数のピークにあたり、同57年には5,000人以上が来場した。

昭和60年代以降、従前より配付していたティッシュやグッズに加えて水の缶詰をお土産に渡すようになったが、来場者数はしばらくの間3,000人台で推移していく。

その後、社会的に子供の数が減少するにつれ、来場者数は徐々に減少し、昨今では概ね2,000人台が続いているが、年によっては土日の天候が影響し、1,000人台に留まることもある状況である。

3. 地域住民との水道懇談会

毎年、水道週間期間中に5浄水場（各水道事務所及び出張所1浄水場）にて実施している。県営水道用水供給事業の給水対象地域に居住する住民の方々を対象に、近隣の浄水場において水道事業の紹介、浄水施設の見学及び作業体験等を行うとともに、懇談会形式による意見交換を通じて県営水道の必要性和事業への理解を深めていただくことを目的としている。その他、利き水や水質に関する説明等を実施し、より親しみを持ってもらえるよう工夫している。

4. 小学校出前講座

平成12年度から、水道週間の行事の一つとして開始したものであり、基本的に毎年2校ずつ実施をしてきた。

目的は、社会科で水について学習する小学校4年生を対象として、水道の役割や水の大切さを理解してもらうことであり、企業庁職員が講師となり授業形式で行なってきた。

内容については、小学生に分かりやすいものとするため、できるだけ写真や絵を用いて説明するとともに、座学だけではなく、水質試験所に依頼し作成した簡易ろ過装置を用い、「濁水→PAC注入により凝集沈でん→簡易ろ過装置によりろ過」の手順で濁水からきれいな水を作る実験を授業の中で行なった。

なお、平成23年度から実施規模を拡大し、水道事業課ではなく各水道事務所において実施することとし、水道週間期間中の実施に限定しないこととした。

第2節 水の生活館

1. 経緯

水の生活館は、古くから日常生活に用いられてきた水に関する生活用具、農業、工業に使われてきた生産道具、消防活動に用いられた器具などを展示し、昔の人が如何に苦勞して水を求め、またどんなに大切に使用してきたかを知り、水に関する理解と関心を高めてもらうため、佐布里水源の森を整備するにあたり、旧建設事務所を改造し、昭和51年10月1日に開館した。

その後、建物が老朽化してきたことから、県営水道30周年を契機に水源の森整備計画第3次計画において新規に建て替え、展示内容も一新し、平成6年10月19日にリニューアルオープンした。

2. 概要

(1) 設置の目的

水の生活館は、一般の方に水に関する知識と関心を深め、水の大切さを知ってもらうこと、県営水道、工業用水道の事業の推進を図るための県民との接点となること、周辺地域で実施される県や地元知多市等との諸事業とリンクし、地域社会の活性化にも貢献できるような知的娯楽施設としての役割を担う目的で設置した。

(2) 設置場所

知多市佐布里字鼬脇48の1

(3) 建物の規模

建築構造：鉄骨造り2階建て

建築面積：373.95㎡

床面積：1、2階641.66㎡(展示室1・2階合計381.3㎡、学習室43.2㎡)

その他：瓦葺屋根、磁器質タイル外壁、車椅子に対応したエレベーター、トイレ及びスロープ等設置

(4) 展示の概要

来館者については、小学生から一般県民まで幅広い層を対象とするが、特に、子供を中心とした家族の来館者を重視した展示としており、これらの解説文等の難易度や展示の視点を特に小学4～5年生程度に合わせている。

また、内容を分り易く、楽しく説明するために、独自のアイドルキャラクターとして『カップ君』を設定するとともに、ジオラマ、映像、動きのあるディスプレイ等をできるだけ多く用いた。

1階の展示室の内容は、水の不思議、水と我々の生活との関わり、佐布里池や県営水道・工業用水道のあゆみなどがテーマで、85kgもの重さがあるグラニットボールが水の力により簡単に回る「水」を考えるコーナーから始まり、映像、光点滅の動きにより、県営水道、工業用水道の水源から末端までを解説する地形模型、水分体重計等を設置した。2階は水と生活の歴史が主なテーマであり、愛知用水の無かった当時の生活を再現したジオラマ、古くからの水関係の生活用具を展示したコーナー、最新のキッチンを展示し、おいしい水が試飲できるコーナー、多目的学習室等を設置した。

(5) 展示物の製作

展示物の制作に当たっては、展示企画力の特に優れた業者を選定する必要があることを配慮し、企画コンペ方式を採用し、本庁及び事務所職員から成る企画案選考委員会により、最も優秀なプレゼンテーションをした業者に展示物の製作を依頼した。

(6) 管理運営

開館時間：10:00～16:00

休館日：月曜日（ただし月曜日が祝日の場合はその翌日、水道週間及び佐布里梅祭りの期間は月曜日も開館）、年末年始

入場料：無料

管理運営に関しては知多市と共同して実施している。

(7) 入場者数

新築前は6月1日から6月6日までの水道週間及び2月下旬から3月下旬の土日祝日、小中学校の社会見学や一般団体の見学申込のあった場合にのみ開館しており、年間入場者数は僅か2千人程度であったが、新築後は毎週月曜日と年末年始を除き年中開館し、平成11年度には過去最高の年間約4万3千人が入場し、

同24年1月末までの累計入場者数は、約48万2千人となっている。



水の生活館

第3節 ホームページの開設・運営

1. 県行政事務におけるインターネットの導入

1990年代に入り、パソコンの普及やIT関連技術の進歩に伴い、インターネットの利用は、企業のみならず、一般家庭・個人レベルでも急速に拡大し、現在、様々な分野で活用されている。

県事務管理課（当時、現・情報企画課）は、「交流新時代」に向けた高度情報化の一環として、平成8年10月1日にインターネット上にホームページを開設し、主要プロジェクトを始め様々な県政情報について、県内はもとより、広く国内外に向け、情報発信を開始した。

また、愛知県行政情報ネットワークシステム（平成11年1月運用開始）の整備に伴い、各課・職員へパソコンが計画的に配置され、各種事務の電算システム化、電子メールによる送受信、インターネット利用等が促進されることとなった。

企業庁においても、このシステムを利用して、県営水道事業・工業用水道事業のホームページを開設し、運用している。

2. 水道事業ホームページの開設・運営

県営水道事業の概要等については、従前から、各種パンフレットの発行、浄水場見学、水道週間行事、水の生活館の展示、各種会議の開催などを通じて、県民や受水団体へ紹介しているが、更に積極的・体系的に諸情報を提供し、理解を得るため、平成11年12月24日にホームページを開設した。

内容としては、事業概要、経営状況、水質検査結果データ、節水状況などを提供するとともに、「お問合せコーナー（E-mail）」を設け、県民からの様々な質問や意見に回答を行っている。

ホームページへのアクセス件数は、年を追って増加しているが、今後もより一層、分かりやすく、役立つ内容となるよう充実させていく必要がある。

3. 工業用水道事業ホームページの開設・運営

「バブル経済」崩壊後の長期的景気低迷、産業構造の変化等に伴い、工業用水道の受水事業所においても経営悪化、更には、工場撤退、倒産等が増加し、受水事業所数が減少するという厳しい状況に直面することとなった。

また、水源関係費用等の増大により工業用水道事業の経営が一層悪化することとなり、事業経営の健全化のため、工業用水道の新規需要開拓が重要課題となった。

このため、従前のパンフレット発行や企業訪問活動等に加え、工業用水道事業の新しいPR手法として、インターネットのWeb ページを平成11年1月1日に開設し、運営している。

また、本ページは、工業用水道の新規受水のPRだけではなく、既存受水事業所に対しても、事業概要、経営状況及び水質状況など諸情報の提供を行っている。

4. PIの公表

平成16年6月、厚生労働省は「水道ビジョン」を策定・公表した。また、厚生労働省健康局水道課長通知

(平成17年10月17日)で「地域水道ビジョン作成の手引き」を示し、地域水道ビジョンの「事業の現状分析・評価」については、(社)日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく「業務指標 (P I : Performance Indicator)」の活用が望ましいとして、厚生労働省が全国の水道事業に対して推奨した。

水道事業ガイドラインは、水道サービス水準の向上、事業経営の透明性の確保を目的として、事業を多方面から数値化しようとするものであり、この規格制定は、国際規格であるISO/TC224(水道サービスの評価に関するガイドライン)の動向と関連しているが、その日本版規格として、日本の水道にとって世界に通用するスタンダードが必要であるとの観点で規格化された。P Iは、そのガイドラインの中で、水道事業の多岐にわたる業務を定量的に評価する共通手法として示されているが、(社)日本水道協会や(財)水道技術センターがP Iの活用に積極的だったこともあり、ガイドラインの制定後まもなく、全国でも東京都や名古屋市などの大規模水道事業を始め他府県の水道用水供給事業などが、P I値を算出してホームページ等で公表する動きが活発になってきた。

P I作成の動きが始まった当初、標準的なP I算出の手法は確立していなかったが、当庁としても自己分析を行っていく必要があると判断して水道統計調査の数値等を用いた試算作業を始めた。P Iの試算作業は外注(委託等)ではなく、職員自らが率先して深い知識と理解を持って継続的に作業できる体制とすべきとの観点から、(社)日本水道協会のツールを活用し、平成19年度に水道部の職員で編成した作業チームにより、全て直営で進めた。また、その後の人事異動等に関わらず毎年度継続的に算出作業が可能となるように、変数となるデータの出所を明記した、「業務指標算定手順書」を作成して、年度ごとの結果の連続性に配慮した。

平成20年度に約1年間かけて作業チームによるP I値の算出作業を行い、同21年2月に当庁ホームページ(ネットあいち)へP Iの公開を行った。それ以降毎年度、継続的にP I値を更新しており、結果に基づく自己分析とあわせて、ホームページの更新を行っている。

P Iにベンチマークは設けられていないが、P Iの結果を活用し、他府県との比較や年次推移等によって、業務内容の分析を行い、「数値の持つ意味」を検証したうえで、県営水道用水供給事業としての自己分析を行っている。

P Iは、「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」の6分類となっている。自己分析においては、例えば、「国際」の分野が希薄であることを挙げている。本県水道用水供給事業は、国内第4位の規模でありながら、国際協力に取り組んできたとは言い難い状況にあつて、今後、JICA、日本水道協会研修などを通じて、人的交流に関与していくことが必要、と分析結果を記している。

なお、当庁で試算できるP I値項目数は、水道用水供給事業の性格(料金徴収やエンドユーザーとの関係性)により限定的なため、表7-1の通りであり、通常の水道事業体に比較して少なく、水道事業ガイドライン(JWWA Q-100)の全項目(137項目)のうち、平成21年度時点で試算できた項目は、89項目である。

表7-1 P I試算項目数

業務指標の分類	水道事業ガイドライン (JWWA Q 100)	愛知県企業庁試算
①安心 (すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給)	22項目	17項目
②安定 (いつでもどこでも安定的に生活用水を確保)	33項目	17項目
③持続 (いつまでも安心できる水を安定して供給)	49項目	36項目
④環境 (環境保全への貢献)	7項目	7項目
⑤管理 (水道システムの適正な実行・業務運営及び維持管理)	24項目	10項目
⑥国際 (我が国の経験の海外移転による国際貢献)	2項目	2項目
P I 試算項目 計	137項目	89項目

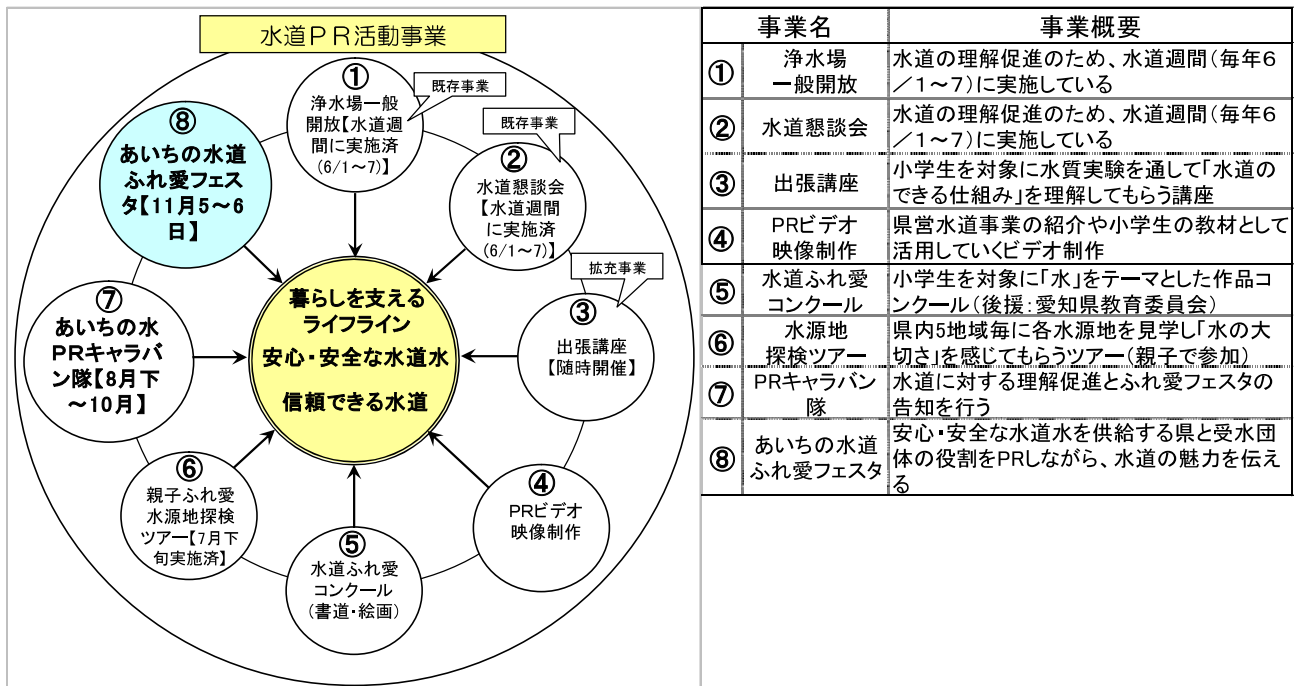
第4節 水道PR活動事業

1. 目的

人々の暮らしを支えている県営水道は、昭和36年度に愛知用水の産声と共にスタートし、平成23年度で給水開始50周年を迎えたことから、県ではこれまでの水道PR活動の内容を更に充実させ、受水団体と連携しながら取り組んだ。

水道PR活動事業では、広く県民の皆様「水源地への感謝」や「水の大切さ」を再認識していただくとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災により、ライフラインとしての水道に対する重要性の認識がより一層高まったことから、安心・安全な水道水をPRしながら、普段何気なく使っている水道の素晴らしさを伝えて、「信頼できる水道」をPRしていくものである。

2. 水道PR活動事業の取組み内容



①～④ 単独事業 (県企業庁)

⑤及び⑥ 主催：県企業庁

共催：県水道北部ブロック協議会、県水道南部ブロック協議会、尾張水道連絡協議会、西三河水道事業連絡協議会、東三河県営水道受水団体協議会

⑦及び⑧ 主催：県企業庁、愛知県営水道受水団体協議会

共催：(上記共催団体に同じ)

協力：愛知水と緑の公社、愛水ボランティア

(1) 浄水場一般開放

毎年6月1日から7日までの水道週間期間中、水道関係の全11浄水場を一般開放している。表7-2は平成23年度の来場者実績を示す。

(2) 水道懇談会

県営水道の給水区域に居住の方々を対象に、浄水施設の見学や浄水作業の立会、水質に関する説明、利き水、意見交換等を通じて、県営水道への理解を深めていただくことを目的に実施している。

(3) 出張講座

平成22年度までは、水道週間期間中に尾張地区・三河地区で各1校ずつ出張講座を実施していたが、50周年の節目を機に、同23年度は水道週間の期間中に限定せず、各事務所・出張所が主体となり実施規模を拡大して行った。

(4) PRビデオ映像制作

より多くの方に水道に対する理解と関心を深め、日常生活に必要な水道水の魅力をアピールすることが求められている。また、工業用水では、産業の血液として豊富・低廉な工業用水を給水し産業の発展に寄与しているが、最近では技術の進歩などにより事業所内での工業用水の再利用の普及や長引く景気の低迷から工業用水の使用量が減少している。これらのことから、水道及び工業用水に対する理解と関心を深め、安心して使用していただけるように、PR映像を制作して利用の促進を図るものである。

表7-2 平成23年度 浄水場一般開放来場者数

		合 計		
		一般 見学	小学生等 団体	計
愛知用水	上野	43	277	320
	知多	126	17	143
	小計	169	294	463
尾張旭出張所	高蔵寺	41	27	68
	尾張東部	44	9	53
	小計	85	36	121
計		254	330	584
尾張	犬山	111	19	130
	尾張西部	58	59	117
	計	169	78	247
西三河	豊田	64	0	64
	幸田	33	10	43
	計	97	10	107
東三河	豊橋	14	0	14
	豊橋南部	10	15	25
	豊川	28	103	131
	計	52	118	170
水質試験所		0	0	0
合 計		572	536	1,108



水道懇談会の開催状況

(5) 水道ふれ愛コンクール（書道・絵画）

水道について社会科の授業で学習する小学4年生を対象にして、日常生活に無くてはならない水道の大切さや重要性についての認識を深めてもらうため、書道・絵画のコンクールを実施した。実施に当たっては、各ブロック協議会の多大なるご協力のもとに実現することができた。実施に当たっては、作品募集及び一次審査（各200作品選考）を各ブロック協議会で行い、当庁では二次審査（知事賞、議長賞、教育委員会賞、優秀賞、審査員特別賞の選考）を行ったが、審査員には愛知県立芸術大学美術学部長谷高史教授に依頼した。なお、一次審査を通過した作品については、フェスタでの表彰（上位入賞作品のみ）及び展示を行った。



作品コンクール受賞作品（知事賞）書道の部（扶桑東小4年 浅井美礼さん）
絵画の部（山王小4年 毛利紗矢音さん）

応募作品数

総数 (書道) 6375点 (絵画) 3466点

ブロック	協議会	書道	絵画
北部	県水道北部ブロック協議会	442	264
南部	県水道南部ブロック協議会	713	158
尾張	尾張水道連絡協議会	2,784	1,887
西三河	西三河水道事業連絡協議会	1,435	760
東三河	東三河県営水道受水団体協議会	1,001	397
計		6,375	3,466

(6) 親子ふれ愛水源地探検ツアー

7月25日(月)から29日(金)までの5日間、県内各地域にお住いの小学生(4年生以上)を含む親子を対象にして、牧尾ダム、宇連ダム、岩屋ダム、矢作ダム及び長良川河口堰の各地域の水源地の見学を行う日帰りツアーを実施した。各ツアーは、各ブロック協議会単位で参加希望者の募集を行い、ツアーの企画運営は、当庁と旅行者(名鉄観光)との間で委託業務契約を締結し実施した。全5コースの参加者は252名(大人120名、小人132名)。その内、北部ブロックと尾張ブロックではバス1台を追加してツアーを実施した。また、ツアーに参加した小学生には、後日感想文を提出してもらった。

表7-3 親子ふれ愛水源地探検ツアー参加者数

コース	実施日	大人	小人	計	同行
牧尾ダム (1号車)	H23. 7. 25	16	17	33	4
" (2号車)	"	20	20	40	4
小計		36	37	73	8
宇連ダム	H23. 7. 26	15	16	31	5
岩屋ダム (1号車)	H23. 7. 27	18	20	38	2
" (2号車)	"	18	22	40	3
小計		36	42	78	5
矢作ダム	H23. 7. 28	19	19	38	5
長良川河口堰	H23. 7. 29	14	18	32	5
計		120	132	252	28

でふいてからあらうといいと思います。それからスリパーマーケットのトイレの手洗い場で自動に水が出たりとま。たりする水道の水を大切に使うためにできたのだと思います。このようにな工夫をして家がくすんだ多くの人のために水を大切にしていけたらいいなと思いました。

江南市立宮田小学校 四年 栗本かのんさん
 わか。たよ水の大切さ
 江南市立宮田小学校 四年 栗本かのん
 ダムというのには初めて見ました。わたしが
 想像していたダムは、水がたくさん入って
 る入れ物だと思。ていました。でもちがって
 いま。山の間。に水がたま。ていて、わ
 入。き。い。思。いま。した。
 料。館。に。入。ら。な。い。と。思。いま。した。
 屋。ダ。ム。の。近。く。に。あ。る。市。の。町。の。ち。が。い。で。し。た。
 そ。れ。を。見。て。あ。し。き。に。思。い。ま。した。こ。の。水。の。中。に。市。の。町。
 し。た。そ。れ。は。も。ち。け。い。の。中。の。水。の。中。に。市。の。町。
 が。し。ず。ん。と。あ。る。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 ん。で。ダ。ム。が。あ。る。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 結。果。大。雨。が。あ。る。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 が。フ。ク。と。川。が。あ。る。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 な。く。な。り。ま。し。た。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 町。の。人。は。い。や。だ。い。と。思。い。ま。した。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 た。め。に。か。ま。ん。を。し。て。ダ。ム。を。作。っ。て。く。れ。た。の
 だ。な。と。わ。か。り。ま。し。た。こ。の。水。を。考。え。ま。し。た。考。え。ま。し。た。
 これ。か。ら。水。を。使。う。と。き。は。水。を。出。し。な。し。な。し。

【優秀賞】「わかったよ水の大切さ」(行先：岩屋ダム)
 江南市立宮田小学校 4年 栗本かのんさん

(7) あいちの水PRキャラバン隊

キャラバン隊は、8月23日に愛知県自治センターで出発式を皮切りに、10月下旬にかけて、ショッピングセンター、公園、主要駅等の県内12ヶ所でキャラバン活動を実施し、「あいちの水」やフェスタのチラシを配布するとともに、ショッピングセンターなどでは、あいちの水の試飲を行い、カップ君の着ぐるみも登場した。

また、出発式では、大村知事に出席してもらい、挨拶の他、キャラバン隊長としてカップ君を任命していただいた。その後、キャラバン隊（県職員、愛知水と緑の公社職員及び愛水ボランティアで構成した30名）を代表して、都築主幹（水道計画課）がキャラバン活動の決意表明、また、シンガーソングライターのけいこさんが「あいちの水」イメージソングを披露した。

① キャラバン隊出発式

ア. 開催場所

愛知県自治センター1階ホール

イ. 内容

- ・ 大村知事挨拶
- ・ 県営水道イメージキャラクター「カップ君」登場
- ・ あいちの水イメージソング～「あいちの水」～（LIVE）
- ・ キャラバン隊決意表明
- ・ キャラバン隊出発



キャラバン隊決意表明

ウ. 出席者

主催団体：知事 大村 秀章

企業庁長 山川 利治

技術監 田口 晶一

水道部長 村瀬 善寿

愛知県営水道受水団体協議会

共催団体：県水道北部ブロック協議会

県水道南部ブロック協議会

尾張水道連絡協議会

西三河水道事業連絡協議会

東三河県営受水団体協議会

協力団体：愛知水と緑の公社

愛水ボランティア

企業次長 丹羽 裕司

管理部長 八代 一延

水道計画課長 津田 健司

事業管理者 横地 清明（会長市：豊田市）

都市整備部長 近藤 保（会長市：瀬戸市）

水道部長 奥屋 博康（会長市：東海市）

水道事業等管理者 飯田 正明（会長市：一宮市）

水道局長 吉口 雅之（会長市：岡崎市）

上下水道局長 深見 正彦（会長市：豊橋市）

理事長 川戸 和則

代表 森 好雄

キャラバン隊員：企業庁、愛知水と緑の公社及び愛水ボランティア（計30名）

② キャラバン活動

表7-4 PRキャラバン隊活動日程

活動日		活動場所		地域区分	備考
8月23日(火)	9:30～9:45	愛知県自治センター	中区	名古屋地域	
	13:00～16:00	リーフウォーク稲沢	稲沢市	尾張地域	店舗型
8月29日(月)	7:00～10:00	名鉄「知多半田」駅	半田市	知多地域	街頭型
9月5日(月)	7:00～10:00	JR「勝川」駅	春日井市	尾張地域	街頭型
9月12日(月)	7:00～10:00	名鉄「豊田市」駅	豊田市	西三河地域	街頭型
9月20日(火)	7:00～10:00	JR「豊川」駅	豊川市	東三河地域	街頭型
9月25日(日)	10:00～13:00	海南こどもの国	弥富市	尾張地域	街頭型
	10:00～13:00	豊橋市総合動植物園	豊橋市	東三河地域	店舗型
15:00～18:00	ホリディスクエア				
10月9日(日)	10:00～13:00	刈谷ハイウェイオアシス	刈谷市	西三河地域	店舗型
	15:00～18:00	イオンモール東浦	東浦町	知多地域	店舗型
10月15日(土)	15:30～18:30	アピタ岡崎北店	岡崎市	西三河地域	店舗型
10月22日(土)	10:00～13:00	愛・地球博記念公園	長久手町	愛知用水地域	店舗型

ア. 活動日程及び開催場所

ショッピングセンター、主要駅及び公園などの県内12ヶ所（表7-4参照）

イ. 内容

キャラバン活動は、街頭型と店舗型の2通りの形態で実施した。街頭型PRキャラバンは、「あいちの水」PRボトル缶配布、「ふれ愛フェスタ」告知チラシ配布、イメージソング紹介を行った。また、店舗型キャラバンは、「あいちの水」試飲会、ボトル缶配布、「カップ君」着ぐるみグリーティング、告知チラシ配布、イメージソング紹介を行った。活動メンバーは、契約業者の他、出発式同様、県職員、愛知水と緑の公社職員及び愛水ボランティアで実施したが、受水団体職員の協力をいただいたところもあった。

(8) あいちの水道ふれ愛フェスタ【来場者：11月5日（土）4,500名、6日（日）1,500名】

① 開催概要

日時：平成23年11月5日（土）・6日（日）午前10時～午後4時

場所：地球市民交流センター（愛・地球博記念公園内）

主催：愛知県、愛知県営水道受水団体協議会

共催：県水道北部ブロック協議会、県水道南部ブロック協議会、尾張水道連絡協議会、西三河水道事業連絡協議会、東三河県営水道受水団体協議会

協力：愛知水と緑の公社、愛水ボランティア

② 実施形態

フェスタ、キャラバン活動及び広報等の企画運営に関する業務は、委託形式で実施した。業者選定は企画提案方式（コンペ方式）を採用し、最終的に8社からの応募があった。

・委託業務名：水道PR活動事業委託

・契約期間：平成23年4月15日から平成23年12月9日まで

・契約金額：8,620,500円（消費税込）

・委託概要：水道PRイベントの企画・運営・設営業務
水道PR広報の企画・運営業務

PR活動結果（イベント・アンケート等）の分析業務

・委託業者：株式会社アイ・アンド・キュー アドバイジング 代表取締役 藤井一彦

実施会場は、地球市民交流センター（愛・地球博記念公園内）で行ったが、同センターは、パートナー登録を行うことで利用料は無料（体育館を除く）である。

③ オープニングセレモニー

オープニングセレモニーは、主催者挨拶として大村愛知県知事を予定していたが、公務（海外渡航）により欠席となり、小川副知事から挨拶をいただいた。なお、大村知事にはビデオメッセージという形で事前収録を行い、登場してもらった。また、鈴木豊田市長（愛知県営水道受水団体協議会長）からも挨拶をいただいた。

壇上には、小川副知事、鈴木豊田市長、山川企業庁長、教育委員会（加藤生涯学習監）、井上水道課長（瀬戸市）、奥屋水道部長（東海市）、飯田水道事業等管理者（一宮市）、吉口水道局長（岡崎市）、深見上下水道局長（豊橋市）に登壇いただいた。

セレモニーの内容は、コンクール優秀作品（書道・絵画）の表彰式、水源地探検ツアー参加者による優秀作文の発表を行うとともに、「あいちの水」による乾杯、「あいちの水」イメージソングを歌手のけいこさん、地元園児（さつき幼稚園）及び来場者800名とともに合唱し大盛況であった。

④ フェスタの内容

フェスタでは、見て、聞いて、触って、飲んで、そして感じることのできる体験型企画や、環境・水資源・水道を巡るパネル展や著名人の講演会など、お子さんから御年配の方まで皆が参加できる様々な企画を行った。

また、2日間を通して、企業庁職員約80名のスタッフの力を借りてフェスタの運営補助を行った。

実施した企画内容（詳細は表7-5参照）は、さかなクン講演会、「あいちの水道」なるほど教室、ウルトラマンミニショー、面白ECO実験ショー、水道クイズ、水質実験体験、パネル展、作品コンクール秀作展示、給水車展示、起震車体験、利き水、ペットボトルロケット工作教室、PRブースを実施した。

屋内広場で実施したPRブースの出展団体として、下呂市、木曾広域連合、東栄町、高浜市、水資源機構、

県教育委員会からの出展があり、物産展、イベントPRや水源施設の紹介などが行われた。また屋外広場で実施した給水車の展示には、愛知中部水道企業団、尾張旭市、大府市、春日井市、刈谷市、新城市の協力を得て展示を行った。

パネル展示は、愛水ボランティアの協力のもと、来場者への説明やパネルを見てクイズの解答を捜す水道検定を実施した。

表7-5 フェスタ企画内容

イベント名	開催日	開催時間	内容	会場
プレイベント	5日	10:00~10:30	モリゾー・キッコロ登場、カップ君登場、「あいちの水」イメージソング紹介	体育館
オープニングセレモニー		10:30~11:20	主催者挨拶、作品コンクール表彰式、作文発表、キャラバン活動報告、イメージソング披露(けいこ&園児との合唱)	
カップ君の水道クイズ		13:20~13:30 14:50~15:00	水道に関するクイズを来場者に出題。	
ウルトラマンミニショー		11:30~12:00 15:00~15:30	「水道」をテーマとしたオリジナル脚本で構成。ショー終了後には握手会実施	
さかなクン講演会		13:30~14:30	人気タレント「さかなクン」講演会	
オープニングイベント	6日	10:30~11:00	モリゾー・キッコロ登場、カップ君登場、イメージソング披露(けいこ)	
カップ君の水道クイズ		11:00~11:10 12:50~13:00 14:20~14:30	水道に関するクイズを来場者に出題。	
サーカスエコロジカルの面白ECO実験ショー		11:20~11:50 14:40~15:10	「エコ」「サイエンス」をテーマとした参加型パフォーマンスショー	
「あいちの水道」なるほど教室		13:10~14:10	「身近な水道をもっと知ろう！」をテーマにしたパネルディスカッション	
フィナーレイベント		15:20~15:40	メッセージボードに寄せられた水道への想いを紹介	
パネル展示	5・6日	10:00~16:00	水道、環境、水資源、工業用水に関するパネル展示	体験学習室
チャレンジ!水道検定			パネルを読めば回答出来るクイズ形式で実施。正解者には検定書を進呈	
作品コンクール受賞作品展示			県内小学4年生から募集した書道、絵画作品を展示	
給水車展示、起震車体験			非常時に活動する実際の給水車及び「なまず号」で自身の体験コーナー	屋外広場
ペットボトルワークショップ			工作キットを使用し、水の威力の実体験(定員:各日90名)	多目的室
水質実験体験			実験器具を使用し水処理の仕組みを学ぶ	
利き水コーナー			水道水と市販のミネラルウォーターを飲み比べる	屋内広場
PRブース			水源地域、県内市町等によるブース出展	屋内広場
アンケートコーナー			来場者に対するアンケートの実施(体育館前、屋内広場)	2ヶ所
みんなでつくろうメッセージボード			水道や水環境を守る想いや来場した感想をメッセージとして寄せてもらう	屋内広場

サーカスエコロジカルの 面白ECO実験ステージ	6日	12:10～12:40 13:50～14:20	「サイエンス」をテーマとした実験を交 えた参加型パフォーマンスステージ	屋内 広場
----------------------------	----	----------------------------	--	----------

「あいちの水」～県営水道イメージソング～

『あいちの水』

作詞／作曲 歌 けいこ

蛇口をひねれば流れ出す 透明なおいしい水
ねえ きみは知ってるかな？ どこからやってきたの？

天からの恵み 雨粒が 大地を潤し 緑を萌やし
土の中をゆっくりと 流れて やがて川となる

木曽川 長良川 矢作川 豊川 浄水場を通過して
ぼくらの元へと 長い長い旅をしてきたんだね

森が育む あいちの水は 暮らしを支える いのちの水

これからも 変わらぬ安心 届けます

木曽川 長良川 矢作川 豊川 浄水場を通過して
ぼくらの元へと 長い長い旅をしてきたんだね

森が育む あいちの水は 暮らしを支える いのちの水

いつでも 安全 安心 届けます これからも 変わらぬ安心 届けます



第2章 その他の事務管理

第1節 職員研修

1. 企業庁職員研修基本計画

(1) 企業庁職員研修基本計画の位置付け

本県の職員研修は、愛知県職員研修規程において、「県民全体の奉仕者としてふさわしい人格と教養を形成させるとともに、職務の遂行上必要となる知識、技能、態度等を習得させることにより、時代に要請に即応する能力を備えさせ、もって県行政の円滑な運営に資することを目的とする」とされ、県職員の研修を所管する自治研修所長は、自己啓発、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、部局研修、研修所研修、派遣研修に区分された研修毎に毎年度研修基本計画を作成することとされている。

企業庁は、愛知県職員研修規程の研修基本計画に基づく部局研修の位置付けで、愛知県企業庁職員研修要綱を作成し、同要綱により当庁職員の研修を実施している。

(2) 平成23年度企業庁職員研修基本計画

企業庁職員の研修は、一般研修、専門研修、派遣研修、職場研修に区分して行っているが、平成23年度における企業庁職員研修基本計画の内容は次の通りである。

- ・一般研修…職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他必要な事項を習得させることを目的として実施する
- ・専門研修…専門的な科目について深く研究し、または専門的な事項について職員の知識及び技能の習得を目的として実施する
- ・派遣研修…職員を国、他の公共団体、民間団体等に派遣し、その職務に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実施する
- ・職場研修…所属長が所属職員を対象に、その業務遂行上必要な事項に関して、主として日常の職務を通して実施する

【一般研修】

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
新任研修	公営企業職員としての基礎知識を付与し、企業意識の高揚を図るとともに、職場への適応を図る。	新規採用職員 転入者	企業庁職員	講義
経営マネジメント研修	地方公営企業の経営原則及び各事業を取り巻く経営環境を周知し、職員の意識改革を図り、今後の経営改善に資する。	企業庁職員	企業庁職員	講義
コンプライアンス・メンタルヘルス研修	全ての職員が認識すべきコンプライアンス、メンタルヘルスに関する知識の普及を図る。	企業庁職員	庁外講師	講義
人権研修	同和問題を始めとする人権問題に関して、職員の理解を深め、正しい知識の普及を図る。	企業庁職員	企業庁職員	講義及び ワークショップ ^o
広報広聴研修	透明性の高い開かれた県政の実現を目指し、広報広聴の重要性に対する認識を深め、積極的な広報広聴活動を行う。	企業庁職員	庁外講師	講義
法律関係研修 (基礎)	企業庁職員として基本となる地方公営企業法等の理解を深めることで、自己の事務・事業について、より確実かつ円滑に行えるようにする。	企業庁職員	企業庁職員	講義

法律関係研修 (応用)	企業庁の事業に関係する法律や訴訟事案等の事例を紹介することで、様々な事例への対応能力を高める。	企業庁職員	企業庁職員	講義
出納事務研修	経理事務処理の円滑化及び職員の資質向上を図る。	企業庁職員	企業庁職員	講義
水道一般研修	水道及び工水事業について、経験の浅い職員に基礎的知識を習得させる。(水源研修含む)	企業庁職員	企業庁職員 庁外講師	講義及び 施設見学
水質一般研修	水道水質の基礎を学び、水質への関心を高め、水道事業の運営に役立てる。	企業庁職員	企業庁職員	講義及び 実習
現場見学研修 (水道施設工事)	水道施設工事の現場を見学し、知識を深める。	企業庁職員	企業庁職員	講義及び 施設見学
現場見学研修 (用地造成事業)	用地造成の工事現場を見学し、知識を深める。	企業庁職員	企業庁職員	講義及び 現場見学

【専門研修】

「水道関係研修」

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
水道技術者研修	水道及び工水事業について、中堅職員に包括的・体系的な知識を習得させる。	水道関係 技術職員	企業庁職員	講義
水道業務体験研修	他の機関（水資源機構等）への現場体験を行うことにより知見を高め、ユーザー対応等を含めた水道事業の円滑な運営に役立てる。	水道関係 技術職員	庁外講師	講義及び 実務体験
維持管理における 危機管理研修	危機管理に対する心構え及び的確・迅速な対応を習得する。	水道関係 技術職員	企業庁職員	講義
浄水場等現場研修	浄水処理・水質管理に関する知見を高め、水道システム全体の把握を図る。	水道関係 技術職員	企業庁職員	講義及び 実務体験
水処理研修	浄水場での水処理及び水道全般に対する理解を深める。	水道関係 技術職員	企業庁職員 庁外講師	講義及び 施設見学
浄水場設備研修	浄水場における各種設備に対する理解を深めるとともに、設備に対するより高度な知識を深める。	水道関係 技術職員	企業庁職員 庁外講師	講義及び 実習
水質専門研修	浄水処理で問題となる臭気（カビ臭、油臭など）を経験し、その処理方法や障害生物も学び、水処理への理解を深める。	主に水処理を 担当する職員	企業庁職員	講義及び 実習

「企業立地関係研修」

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
企業立地推進研修 (基礎)	企業庁用地に関する現状と取組を理解し、企業誘致に必要な知識の習得を図る。	企業誘致推進 本部員及び企 業誘致担当者	企業庁職員	講義
企業立地推進研修 (応用)	企業誘致活動（営業活動）における基本動作と進め方を理解し、企業誘致に必要な知識の習得を図る。	企業誘致推進 本部員及び企 業誘致担当者	庁外講師	講義及び ロールプレイング

【その他研修】

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
CAD研修（基礎）	CALS/EC の導入に伴い、電子データで納入された委託成果品又は工事完了図を加工しての発注図面の作成、修正及び変更図面の作成等における基礎的な手法を習得する。	技術職員	庁外講師	講義及び演習
CAD研修（応用）	CALS/EC の導入に伴い、電子データで納入された委託成果品又は工事完了図を加工しての発注図面の作成、修正及び変更図面の作成等における応用的活用についての手法を習得する。	技術職員（基礎編修了者及びある程度の知識を有する者等）	庁外講師	講義及び演習
施工管理研修	設計内容を反映した現場・品質・安全管理等の現場監督の手法について、体系的に習得する。また、これらに反映すべき事項につき理解を深める。	技術職員	企業庁職員	講義
財務システム操作研修（予算要求）	予算要求に係る財務システムの操作方法を習得し、予算要求処理の円滑化を図る。	企業庁職員		講義及び演習

【職場研修】

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
職場研修	各所属において必要と考えられる研修を実施し、円滑な運営等に資する。	企業庁職員	—	—
OJT	各所属で通常勤務をしながら必要な実務を習得させる。	企業庁職員	—	マンツーマン方式

【派遣研修】

研修名	研修目的	研修対象者	講師	実施方法
派遣研修	関係団体等が主催する研修に参加し、幅広い視野を身に付ける。	企業庁職員	—	—

なお、団塊の世代の大量退職がピークを迎え、短期間に職員の世代交代が進むなか、職員の育成や技術の継承が重要となっていることから、技術の継承を視野に入れた研修計画を直ちに構築していくことが必要となっている。

2. 職員の体験研修

他機関での現場体験を行うことにより知見を高め、ユーザー対応を含めた水道事業の円滑な運営に役立てるため、平成21年度から独立行政法人水資源機構への水道業務体験研修を実施している。

平成21年度における実施内容は次の通りである。

- ①研修日時 平成21年11月18日～20日までの3日間
- ②研修場所 豊川用水総合事業所、愛知用水総合管理所、木曾川用水総合管理所
研修生の自宅等を考慮し、研修場所を決定した。
- ③研修内容 1日目 オリエンテーリング、水資源機構事業概要説明、施設見学
2日目 水管理業務
3日目 水路等巡視業務、研修まとめ・質疑等
- ④対象者 中堅の技術職員（7名）
- ⑤報告書 研修終了後、所定様式による「水道業務体験研修報告書」を水資源機構へ提出する。

受講した研修生からは、「水資源機構の施設やストックマネジメントといった管理など、これまでに企業庁の業務では体験したことのないようなものを学べることができた。」「今回のような実務的な研修は参考になるため、回数を増やし、多数の職員が参加できるようになればよい。」といった意見・感想などが寄せられた。

本研修は、ダムや河川からの取水施設を管理する水資源機構における具体的な実務の体験や施設を見学することで、企業庁における管理手法、施設との違いが把握でき、所管の施設管理で活用できる技術・知識を身に付けることができる。また、企業庁の水道・工水事業を行う上で重要な水源施設を学ぶことで、それを管理する水資源機構との連携の重要性を認識することができる。

こうした企業庁が行う業務に関連が深い外部機関である水資源機構に職員を派遣し、当庁とは異なる管理体制の下で業務を体験することで、広い知見と高い技術力の取得が期待できることから、今後も本研修を実施していく予定である。

3. 独立行政法人水資源機構からの研修生受入れ

本県の水源施設の多くを管理する独立行政法人水資源機構は、今後の水資源機構の中核を担っていく職員の育成を図るため、浄水場等において水道業務を体験するとともに、水道事業の実情を身をもって知ることによって、ユーザーである水道事業者の視点を理解し、将来の業務遂行の礎とすることを目的として、平成18年度から水道業務体験研修を実施している。

平成18年度における実施内容は次の通りである。

①研修日時 平成18年11月16日～24日までの6日間

②研修場所 愛知用水北部水道事務所、尾張東部浄水場
愛知用水南部水道事務所、上野浄水場
尾張水道事務所、尾張西部浄水場
東三河水道事務所、豊川浄水場

③研修内容 1日目 オリエンテーリング、水道・工業用水道事業の概要説明、経営状況
2日目 受入先の水道事務所で概要説明、浄水場で業務の説明
3日目 A浄水場で浄水処理等の運転管理、場内巡視・施設点検、水質検査に従事
4日目 供給点・工事現場等で送水・配水施設管理業務等に従事
5日目 B浄水場等で浄水場の説明、建設事業の概要説明・現場説明

④対象者 独立行政法人水資源機構 入社3年目職員15名を対象として、関係水道事業体において体験研修を実施する。当庁へは4名の職員が研修を受講した。

⑤報告書 研修終了後、「水道業務体験研修受講報告書」を提出してもらった。

平成18年度以降受講した水資源機構職員からは、毎年度、「水を提供する水資源機構としては、浄水場のコスト削減の観点からも水質の良いものを提供する必要があることを痛感した。」「水資源機構としては水量だけではなく広い視野を持って水管理は行わなければならないということに気付かされた。」といった主旨の所感が多く聞かれる。

水資源機構からの研修生受入れは、当庁の施設維持管理などの業務を知っていただく機会を提供することができ、企業庁の立場を少しでも理解していただくことが期待できる。現在では、企業庁職員が水資源機構へ、水資源機構職員が企業庁へ水道業務体験研修によりそれぞれの業務内容を研修しており、企業庁、水資源機構がそれぞれ抱える課題等についての理解がより進むと思われる。また、こうした理解を得て、両者がより連携してそれぞれの業務を行うことで、常に「安全で安定した水の供給」を目指していくことが重要である。

4. 国際貢献による視察受入れ

(1) 中華人民共和国「水利人材育成プロジェクト」カウンターパート研修

平成12年7月から同19年6月までの間、国際協力事業団（JICA 現在は独立行政法人国際協力機構）による日中技術協力「水利人材養成プロジェクト」が実施された。このプロジェクトの一環で、同14年12月に中華人民共和国からの訪日研修生1名の視察を受け入れた。

中国では急速な経済成長及び社会生活の向上が遂げられつつあり、その一方で水に関する様々な問題が顕在化してきている。中国政府は、今後にわたって国民経済の発展を保証するための基幹産業として水利事業を重要視し、そのために治水施設の整備や水資源管理の向上、水利施設の品質確保と適切な維持管理、そして工事管理の高度化に直接対処する水利人材の育成を重要な政策課題として取り上げるようになった。そのため中国政府水利部では1997年（平成9年）に水利人材資源開発センターを設立し、それを主体とした研修を進めるとともに、日本政府に対して技術指導者育成への支援・協力要請を行い、2000年（平成12年）7月から国際協力事業団によるプロジェクトが実施されることになったのである。

プロジェクトにおける研修テーマは、近年の中国が抱える水問題で、特に重要課題とされていた水不足、老朽化・危険ダム、水土流出の各問題に対処する観点から「水資源管理分野」、「建設管理分野」、「砂防分野」の3分野に加え、センター職員を含めた研修担当者が将来にわたって独自に水利人材育成を行う能力の向上を図るための「研修管理分野」を加えた4分野とした。

プロジェクト期間中の平成14年11月に国際協力事業団総裁から本県に対し、水資源管理に関するカウンターパート研修員の受入れについて要請があり、中国水利部松遼水利委員会水政水資源処の技術者1名を12月11日～13日の3日間、受入れることとなった

研修は当庁のほか、企画振興部（現在は地域振興部）土地水資源課、建設部河川課・下水道課、環境部水環境課が対応した。当庁においては、県営水道・工業用水道事業の概要、水利権管理等を説明した後、知多浄水場における水管理の状況を見学するなどの研修を行った。

(2) インドネシア国南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏上水道サービス改善プロジェクト

インドネシア共和国では、2005年～2009年を計画年次とする国家中期開発計画において東部地域の開発を大きな課題と位置付けており、我が国は「南スラウェシ州地域開発プログラム」及び「東北インドネシア開発プログラム」の2つのプログラムにより支援を行っている。「南スラウェシ州地域開発プログラム」の3つのサブプログラムの内の一つが、マミナサタ広域都市圏開発サブプログラムとなっている。マミナサタ都市圏の中心都市であるマカッサル市における水道普及率は70%、他の3県では15%と低く、都市化の進展に水道施設の拡張が追い付いていない。その主たる理由は、無収水率が約30～50%と高いこと、債務返済の負担が大きいこと、水道料金が低すぎることなどが水道公社の経営を圧迫しており、管網の更新や給水区域の拡張に必要な投資資金の手当てができないことである。小規模浄水場では基礎的な水質分析機器すら備えられておらず、水質検査を行わないまま配水されている。このようなサービス水準の低さが住民の水道料金支払い意思を低下させ、無収水率が高い一因となっている。

こうしたことから、マミナサタ広域都市圏における水道公社による上水道サービスの運営・維持管理能力を向上させるためのプロジェクトが2009年（平成21年）9月に開始された。

このプロジェクトの一環として、平成23年3月に独立行政法人国際協力機構から名古屋市上下水道局長に協力依頼がなされ、同年5月25日から6月4日の研修日程で南スラウェシ州政府職員ら6名を受け入れることになった。研修内容は、日本の水道行政や人材育成、県・市町村の役割分担や広域連携などであり、当庁は名古屋市上下水道局から依頼を受け、水道用水供給事業の概要についての説明を行った。

このようなJICAを通じた海外の研修生の受け入れは、各国の水事情を知るきっかけにもなり、その積み重ねが国際貢献に繋がることから、今後とも機会があれば積極的に参画することが望まれる。

5. 職員の海外研修

社団法人日本水道協会は国際交流基金を利用した海外研修を実施しており、当庁職員も機会があれば研修に参加している。コースは4つあり、その概要は次の通りである。

- ① 第1研修 アメリカ水道協会年次大会・シンポジウムへの出席並びに都市水道施設視察研修
 - ・研修期間 約2週間
 - ・行先国 米国
 - ・応募資格 正会員の中堅職員であること、45歳までであること、水道経験5年以上であること、英語を理解すること
- ② 第2研修 イギリスWT I（ウォーター・トレーニング・インターナショナル）研修
 - ・研修期間 約2週間
 - ・行先国 イギリス
 - ・応募資格 正会員の中堅職員であること、45歳までであること、水道経験5年以上であること、英語を理解すること
- ③ 第3研修 グループ視察研修
 - ・研修期間 2週間以内
 - ・行先国 毎年度設定された地域
 - ・応募資格 正会員の中堅職員であること、45歳までであること、英語を理解すること
- ④ 第4研修 専門別研修
 - ・研修期間 研修員が設定した10日間以内

- ・行先国 研修員が設定する
設定コースは二つの大陸をまたがってはならない。都市長期滞在型とし、移動は期間中、多くても3都市までとする。
- ・応募資格 正会員の中堅職員であること、45歳までであること、水道経験5年以上であること、現地等とのアポイント等すべてを遂行し得る語学力、行動力を持つこと

当庁職員が平成23年度までに当研修に参加した実績は次の通りである。

年 度	研修生の所属・職名	研修名	行 先	研 修 期 間
平成 6 年度	水道計画課・主査	第2班	イギリス	H 6. 9. 9 ~ H 6. 9. 29
平成 8 年度	南部水道事務所・主査	第1班	イギリス	H 8. 9. 6 ~ H 8. 9. 26
平成 9 年度	工業用水課・主査	第2研修	イギリス	H 9. 10. 3 ~ H 9. 10. 23
平成12年度	水道計画課・主査	第2研修	イギリス	H12. 10. 27 ~ 12. 11. 14
平成15年度	尾張水道事務所・技師	第4研修	ドイツ、オランダ	H15. 12. 6 ~ H15. 12. 19
平成16年度	尾張水道事務所・主査	第3研修	モロッコ、フランス	H16. 9. 18 ~ H16. 9. 28
平成17年度	水道計画課・主査	第2研修	イギリス	H17. 9. 7~H17. 9. 19
平成18年度	水道事業課・技師	第4研修	香港、カンボジア	H19. 1. 17~H19. 1. 26
平成19年度	水道事業課・主任	第4研修	韓国	H20. 2. 20~H20. 2. 23
平成21年度	水道事業課・主査	第2研修	イギリス	H21. 10. 2~H21. 10. 12
平成23年度	水道事業課・主任	第1研修	アメリカ	H23. 6. 9~H23. 6. 18

こうした海外研修は水道事業における各研修で行く各国の状況の一端を自分の目で確かめることができるという非常に貴重な機会であり、当庁が行う業務に何らかの参考になるのは言うまでもなく、今後も機会があれば積極的に参加していくことが望まれる。

第2節 訴訟

1. 浄水場計装設備工事に係る住民訴訟

浄水場計装設備工事にかかる住民訴訟は、企業庁が発注した浄水場電気計装設備工事の入札に際して談合があり、県が損害を被ったとして、住民が提訴した訴訟である。

(1) 訴訟までの経緯

① 工事請負契約締結

企業庁は、次の3件の工事請負契約を、指名競争入札のうえ締結した。

- ・平成3年11月22日 安城浄水場計装設備（その1）工事
契約金額 77,250千円、契約者 富士電機㈱
- ・平成4年5月15日 尾張東部浄水場計装設備（その1）工事
契約金額 1,709,800千円、契約者 ㈱日立製作所
- ・平成5年9月27日 幸田浄水場計装設備更新工事
契約金額 970,260千円、契約者 ㈱日立製作所

② 談合と課徴金命令

平成7年8月8日、公正取引委員会が、富士電機㈱・㈱日立製作所を含む5社に、電気計装設備に関する談合行為があったとして、独占禁止法に基づいて課徴金納付を命令した。

③ 住民監査請求

平成7年11月27日、北村三郎始め5名から、住民監査請求がなされた。請求の趣旨は「談合行為がなければ、契約金額は20%以上低くなったはずなので愛知県は損害を被っている。知事及び企業庁長は、損害賠償請求権を行使して損害を補填する責任があるのに、これを怠っている。監査委員が、知事及び企業庁長に対し、損害補填措置をとるよう勧告することを求める。」

平成8年1月26日、監査委員は住民監査請求を却下した。理由は「監査請求期間は1年間と法定されており、本件監査請求は請負契約後、1年を経過してからなされているので不適法であり、却下される。」

(2) 原審

① 住民訴訟提起

平成8年2月21日、北村三郎始め3名が、富士電機㈱・㈱日立製作所・知事・企業庁長を被告に、名

古屋地方裁判所に住民訴訟を提起。提起の趣旨は、富士電機㈱・㈱日立製作所に対しては「愛知県に対し金6億円を支払え」、知事・企業庁長については、「損害賠償請求権の行使を怠っていることが違法であるとの確認を求める。」

② 判決

平成13年9月7日名古屋地方裁判所判決内容は次の通りである。

判決内容

ア 富士電機㈱及び㈱日立製作所は、愛知県に対し、連帯して48,513千円を支払え。

イ 企業庁長が、富士電機㈱、㈱日立製作所及び横河電機㈱に対して、愛知県が平成5年度に㈱日立製作所に請け負わせた幸田浄水場計装設備更新工事の談合に関する不法行為に基づく前項掲記の金額の損害賠償請求権の行為を怠る事実が違法であることを確認する。

③ 裁判所の判断

ア 談合行為の有無

- ・山手会メンバー5社（日立製作所、富士電機、横河電機、山武ハネウエル、島津製作所）は、入札の指名を受けた工事について、受注希望の有無を表明し、受注希望者が複数の場合は、話し合いにより受注予定者を決定していた。
- ・受注予定者以外の指名業者は、高い価格で入札することにより、受注予定者が受注できるよう協力するため、積算結果について電話で連絡し、入札予定価格の調整を行っていた。
- ・上記のような経緯で、幸田浄水場計装設備更新工事についても、入札価格の調整が行われ、日立製作所が落札するに至った。
- ・これは、入札談合（カルテル）の典型的行為であり、独禁法3条の不当な取引制限に該当し、民事上も自由競争を逸脱した違法な行為である。

イ 損害発生の有無

- ・予定価格の範囲内であっても、談合が存在した場合と、そうでない場合とにおいて、落札価格に差異を生ずる蓋然性が認められること自体、損害の発生を根拠づけるものである。
- ・県に損害が発生していることは認められるが、その性質上、金額算定が極めて困難であることから、民事訴訟法248条を適用して、裁判所が損害額を認定するのが適当である。
- ・受注者の日立製作所が、幸田浄水場の計装設備メンテナンスを行っており、他者の競争意欲も積極的とはいえないことなどを総合考慮すると、県の損害額は、契約金額の5%（48,513千円）であると認めることが相当である。

(3) 控訴審

① 企業庁長及び富士電機㈱・㈱日立製作所は、北村三郎始め3名を被控訴人に、名古屋高等裁判所に控訴。控訴理由は次の通りである。

ア 談合行為の有無

- ・原審（名古屋地方裁判所）の判決は、「山手会」一般に関する認定であり、幸田浄水場計装設備更新工事についての指摘ではない。そもそも山手会は情報交換の場に過ぎない。
- ・山手会メンバー以外の東芝、三菱電機が入札に参加しており、談合はあり得ない。計装工事の入札には、山手会メンバー以外の会社が含まれるのが通常であり、山手会で受注調整はできない。

イ 損害発生の有無

- ・幸田浄水場の計装設備工事は、実際の入札に当たって、日立製作所以外の他者が、受注を希望することはあり得ない。
- ・したがって、価格連絡の有無にかかわらず、日立製作所は、自ら積算した価格で入札し、落札したのであって、愛知県に何の損害も発生していない。

② 和解調書（平成14年12月13日）

- ・㈱日立製作所は、愛知県に対し、幸田浄水場計装設備更新工事の発注を巡る解決金として、4,366万円支払義務があることを認め、これを平成15年1月末日限り、愛知県に支払う。
- ・㈱日立製作所は、被控訴人らに対し、本件弁護士報酬金として、485万円の支払義務を認め、これを平成15年1月末日限り、被控訴人ら代理人に支払う。
- ・企業庁長は、本件で被控訴人らが提起した課題を真摯に受け止め、より一層、公共工事の発注が公正に行われるよう努めるものとする。

控訴人と被控訴人らは、本件訴訟が終了したことを相互に確認する。

2. 長良川河口堰（貸付金に係る住民訴訟等）

平成10年9月14日に地方自治法第242条の2第1項に基づく愛知県知事及び出納長を被告とした支出等差止請求の住民訴訟が提起された。その後、同10年度の貸付金に関し、同年10月20日に元・知事鈴木礼治個人を被告とした、また、同11年6月29日に前・知事神田真秋個人を被告とした損害賠償請求の住民訴訟が各々提起され、支出等差止請求訴訟と併合された。

事件の概要は次の通りである。

(1) 原審の内容

原告：伊藤達也始め33名

被告：愛知県知事・愛知県出納長（及び鈴木礼治・神田真秋）

請求の趣旨：下記の件の一般会計から工業用水道事業会計への支出につき、知事は支出命令を、出納長は支出をしてはならない。

1 工業用水道事業会計の長良川河口堰共用施設費用負担その他長良川河口堰元利償還・関連事業について貸付、出資その他一切の名目による支出金

2 平成10年度工業用水道事業会計予算の長良川河口堰元利償還金・関連事業費に対する一般会計からの貸付金1,696,306千円
(平成11年6月29日、原告第二準備書面にて取り下げ)

判決：1 被告愛知県知事及び出納長に対する訴えのうち、平成12年9月までの支払い及び平成22年度以降の支出に係る訴えはいずれも却下する。

2 被告愛知県知事及び出納長に対するその余の請求（平成13年3月から平成21年度までの支出）並びに被告鈴木礼治及び被告神田真秋に対する請求（損害賠償）をいずれも棄却する。

理由：1 支出済のものは訴えの利益がなく、また、平成22年度以降のものは、地方計画で水需要発生の見通しもあることから、本支出が確実に行われるとは認め難く、不適当。

2 地公企法18条の2に基づく長期貸付は、県の裁量になし得るものであり、県が貸し付けることには合理的理由があり、独立採算性の原則に抵触せず、適法である。

(2) 控訴審

控訴人：伊藤達也始め22名

被控訴人：愛知県知事・愛知県出納長（及び鈴木礼治・神田真秋）

控訴の趣旨：1 原判決を取り消す。

2 原判決却下部分を名古屋地裁に差し戻す。

3 原判決棄却部分について、知事は支出命令を、出納長は支出をしてはならない。

4 鈴木礼治個人及び神田真秋個人に対する損害賠償。

判決：1 平成13年3月及び同年9月の支出につき知事及び出納長に対する支出の差し止め部分を棄却する。

2 その余の本件控訴を棄却する。

理由：1 支出済のものは訴えの利益なく不適法。

2 平成22年以降は、貸付金として処理の廃止を含めて、工業用水事業の経営計画そのものの見直しがされる可能性も、あるいは、逆に、水需要の見込みが拡大し、特別会計への貸付金としての支出が必要なくなる可能性も考えられないではなく、いずれにせよ、支出の現実性を予測できるとはいえない。平成22年度以降の支出の差し止めを求める部分の訴えは不適法である。

3 諸事情、特に将来の見込みの予測の困難性等を考慮すれば、一般会計から特別会計へ資金を貸し付け、企業庁から公団へ納付するという方法をとったことにつき、県知事の裁量に逸脱や濫用があるとはいえない。

(3) 上告審

上告人兼申立人：伊藤達也始め19名

被上告人兼相手方：愛知県知事・愛知県出納長（及び鈴木礼治・神田真秋）

上告の趣旨：1 原判決を破棄する。
2 本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。との裁判を求める。

上告受理申立の趣旨：1 本件上告を受理する。
2 原判決を破棄する。
3 本件を名古屋高等裁判所に差し出す。

決定：1 本件上告を棄却する。
2 本件を上告審として受理しない。

理由：1 上告理由は民訴法312条1項又は2項の場合に該当しない。
2 上告受理申立ての理由は民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

3. 土地収用法に基づく徳山ダム建設事業認定取消訴訟

徳山ダム建設事業において土地収用法に基づいて建設大臣（当時）が行った事業認定処分を不当として、平成11年3月16日に建設大臣を被告とした事業認定取消請求の住民訴訟が提起された。裁判では徳山ダムの建設目的や必要性が争点となり、新規利水における水需要予測の合理性等について審議された。この訴訟において本県（当時の企画振興部で対応）も、愛知県が徳山ダムに確保することとしている水道水の必要性を供給予定地域の地盤沈下対策、将来水需要、渇水への対応などの観点から、同13年2月14日に意見陳述を行った。その後、同15年12月26日岐阜地裁において、棄却の判決が言渡された。原告団は判決内容を不服とし、同16年1月7日、名古屋高等裁判所に控訴したが、同18年7月6日に棄却された。

原告団は、名古屋高裁の二審判決を不服として同18年7月19日に最高裁判所に上告したが、同19年2月22日に棄却され原告側の敗訴が確定した。

4. 設楽ダム支出差し止め訴訟

平成19年2月7日に217名の県民が、「愛知県は設楽ダムの建設に係る負担金を支出しない」ことなどを求めて、地方自治法の規定に基づく住民監査請求書を監査委員事務局へ提出した。

請求の趣旨としては、設楽ダムの愛知県の費用負担は、ダム建設の各目的ともに違法な負担であって、負担の義務がなく、負担金を支出しないこと、また、支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求などの措置を行うことを求めたものであった。

この住民監査請求に対し、本県監査委員は平成19年3月12日付けで、不適法であるとして却下する旨の通知をした。

監査委員の却下の決定を受けて、市野和夫氏（「設楽ダムの建設中止を求める会」代表）外168名が、①企業庁長はダム使用権設定申請等をしてはならない（H20.6.23原告取り下げ[H20.9.17同意]）、②愛知県知事と企業庁長は設楽ダムの建設費用負担金の支出をしてはならないとして、平成19年4月12日に住民訴訟を提起した。

その後、名古屋地方裁判所で審理が進められ、平成22年3月10日に結審し、6月30日に判決が下され、本県が勝訴した。原告は、判決を不服として同年7月13日に控訴し、現在名古屋高等裁判所で係争中である。

事件の概要は次の通りである。

原告：甲事件 市野和夫 外167名、乙事件 市野和夫 外7名

被告：甲事件 愛知県知事、愛知県企業庁長、乙事件 愛知県知事

請求の趣旨：知事は、設楽ダムに係る建設負担金のうち、かんがいに係る負担（かんがい利用者負担金に係る部分を含む）、洪水調節に係る負担、流水の正常な機能の維持に係る負担について、その支出命令をしてはならない。愛知県企業庁長は、設楽ダムの建設に要する費用のうち、愛知県が水道用水に係るダム使用権の設定予定者として負担する負担金について、支出してはならない。

判決：本件訴訟のうち、死亡した原告2名に関する部分につき訴訟終了宣言をし、その余の原告らの請求は理由がないから棄却する。

5. 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止訴訟

この訴訟は、平成21年3月30日に請求人始め554名が、木曾川水系連絡導水路事業に係る愛知県の負担金を支出しないことなどを求めて、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求を監査委員事務局に提出したところ、同21年5月13日に愛知県の費用負担の支払い手続き等について、違法の理由や事実を具体的に示していないとして監査委員事務局が却下したことを不服として、同年6月11日、提訴に及んだものである。

請求人（導水路はいらない！愛知の会）始め92名は、木曾川水系連絡導水路事業に係る費用負担金のうち①愛知県知事は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る愛知県の負担金の支出命令をしてはならない、②愛知県公営企業管理者企業庁長は、愛知県水道用水に係る負担金の支出をしてはならない、としており、現在、名古屋地方裁判所で審理が進められている。

事件の概要は次の通りである。

原 告：小林 収、加藤信久、田中豊穂 外89名

被 告：愛知県知事及び愛知県企業庁長

請求の趣旨

治 水：愛知県知事は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る愛知県の負担金支出命令をしてはならない。

利 水：愛知県企業庁長は、愛知県水道用水に係る負担金の支出をしてはならない。

第3節 財団法人愛知水と緑の公社

1. 財団法人愛知県水道サービスセンターの設立

(1) 設立の経緯

「愛知県内における水道事業の合理的かつ円滑な運営に積極的に努力するとともに、水の有効利用と適正管理を図るための補完的組織として、県民の福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与する。」という目的をもって、昭和49年4月1日に法人格をもたない任意団体として前身である「愛知県水道サービス」が発足した。

発足時の業務は、浄水場排水処理機械の運転、佐布里池の整備等を県水道部から受託したものであった。

その後、浄水場環境整備、管路の電食設備点検、浄水場各種水質機器の点検等浄水場管理の補完的業務をとりこみ、昭和52年度からは市町の業務委託、同53年度からは排水機場の運転管理と次第に業務を拡大した。

県営水道・工業用水道及び市町村水道が一体となって、人口の増加、生活水準の向上ならびに産業の発展などにより県民の生活を支える一方、水源確保の確保など水道事業をとりまく環境に厳しいものがあり、水は有限で貴重な公共財産であることを広く県民に理解を得るとともに、節水型社会の構築を図ることが、国民的課題であり、このような厳しい事業環境のもとにおいて、県営水道と市町村水道の一層の連携を図り、相互の企業運営を合理的に進めるため、各事業体において外部委託に適した事業は、積極的に委託処理を行うことがより経済的、合理的であるとの考えのもと、水道施設の維持管理、浄水場で発生する発生土の機械処理等を通して水道技術の水準を高めながら、県営水道と市町村水道との連携を保ちつつ、水道技術の向上、水の有効利用を図り、維持管理の効率的、専門的運営を確保するための補完的組織として、昭和54年6月1日に、愛知県及び県下の水道事業者等55団体からの出えん金により22,560千円の基本財産をもつ財団法人に改組となり「財団法人愛知県水道サービスセンター」が設立された。

この後、昭和55年4月1日に三河業務所を設置、同61年4月1日に本局を名古屋市中区丸の内三丁目19番30号に移転、同62年4月1日に尾張業務所設置、平成9年4月1日に海部管理所設置と業務を拡大した。

(2) 事業内容

財団法人愛知県水道サービスセンターの行う事業は、次のように規定されている。

- ① 水道事業に関する情報の収集及び啓発
- ② 水道技術に関する援助
- ③ 水処理に関する調査研究

- ④ 水道施設の維持管理業務の受託
- ⑤ 排水施設の運転業務の受託
- ⑥ 前各号に掲げる事業に付帯する事業
- ⑦ その他この法人の目的達成に必要な事業

この規定に基づく具体的な事業内容を次に示した。

項 目	具 体 的 な 事 業 内 容
水道事業に関する情報の収集及び啓発 水道技術に関する援助 水処理に関する調査研究	1 水道週間の協賛行事 2 水源地等調査訪問事業の後援 3 講演会等の開催
水道施設の維持管理業務の受託	1 浄水場で発生する汚泥処理業務 2 浄水場等の環境整備業務 3 浄水場等における各種機器の点検業務
排水施設の運転業務の受託	1 排水機場の運転操作等業務
前各号に掲げる事業に付帯する事業 その他当法人の目的達成に必要な事業	1 水こう門の運転操作業務 2 工事標準仕様書の複製頒布等業務

2. 財団法人愛知水と緑の公社への統合

(1) 設立の経緯

愛知県においては県民の期待に応え、21世紀の活力を築く行財政体制を整備するため、平成10年12月に愛知県第3次行革大綱を策定し、この中で今後県の取り組む課題の一つとして、行政の一分野を担っている県関係団体の統廃合を含む見直しが行われ、水環境や環境保全にかかる関連業務の一元的な推進を図るといふ趣旨から、財団法人愛知県下水道公社はじめ県関係4団体を統合し、団体運営の効率化を図ることとした。

統合の方法は、(財)愛知県環境保全公社、(財)愛知県水道サービスセンター及び(財)愛知県臨海環境整備事業団の3法人を解散し、(財)愛知県下水道公社が解散3法人の残余財産と事業を承継し、新団体の名称を「財団法人愛知水と緑の公社」とし、平成12年4月1日に新団体が設立された。

新団体の名称は、「水」で上下水道、「緑」で臨海緑地、「水と緑の」という組み合わせのやわらかい表現で環境保全を、それぞれイメージするものとして考えられた。

新たな組織として理事をはじめ事務局として、総務部、下水道部、環境部及び水道緑地部の4部体制がとられた。

(2) 事業内容

財団法人愛知水と緑の公社の目的は、「県民の快適で住み良い環境づくりに寄与すること」とされており、この目的達成のため力を注ぐ事業として、

- ① 流域下水道の適正かつ効率的な管理運営等下水道に関する施策の推進
- ② 良好な環境の実現や、健全な水循環システムの構築、緑化の推進などに積極的に貢献
- ③ 環境保全と公衆衛生の向上を図り、県民の快適で住み良い環境づくりに寄与する

ことが挙げられていて、具体的な業務としては、流域下水道施設の維持管理業務、浄化槽法定検査事業及び環境測定所の保守管理業務、水道施設の維持管理業務、臨海地帯における緑地の維持管理業務がある。

とくに、県営水道と関わりの深い浄水場汚泥処理施設の運転管理、水質計器及び送配水管電気防食設備の点検等水道施設の維持管理業務は、水道緑地部が業務を実施している。また、水道緑地部ではこの業務のほか、水道週間の協賛行事、講演会の開催等も行っている。

なお、上述事業の内、昭和48年度に開始された緑地維持管理事業については、平成18年度に廃止された。